

いの町における新型コロナウイルス感染症に係る公表基準

いの町では、職員等（会計年度任用職員及び町内学校職員含む）が新型コロナウイルスに感染し職場等を閉鎖した場合の公表基準を下記のとおり定める。なお、本基準は、今後の感染状況等を踏まえ、適宜見直しを行う。

1 公表の目的

町の業務運営に対する町民の理解と協力を得るとともに、町内における感染拡大を防止し、新型コロナウイルス感染症による健康リスクが個人や社会に与える影響を最小限にとどめ、町民の安全で安心な生活を維持することを目的とする。

2 公表の対象

次の（１）または（２）のいずれかに該当する場合に公表

- （１）窓口や職場等を閉鎖するなど、町民サービスに多大な影響が生じる場合
- （２）その他公表することが必要と認められる場合

3 公表の内容

以下のうちから必要な情報を公表する。

- （１）閉鎖する職場等名
- （２）職場等の感染状況
- （３）公衆衛生上の対策（消毒の実施等）

4 公表の方法

町公式ホームページ

5 留意事項

- （１）感染者やその家族等のプライバシーの保護に最大限配慮する。また、情報を得た町民等に対しても、感染者やその家族等に対して差別、偏見、誹謗中傷、風評被害等が生じることがないように、良識ある行動をとるよう周知する。
- （２）公表の対象及び公表の内容については、担当課等と協議の上判断する。

附 則

この基準は、令和2年12月11日から適用する。

附 則

この基準は、令和4年10月5日から適用する。